

今月の税

町県民税(普通徴収)……第2期
国民健康保険税(普通徴収)第5期
後期高齢者医療保険料(普通徴収)第4期
介護保険料(普通徴収)……第5期
納付書での納付は10月31日(月)まで
口座振替日は10月25日(火)です
忘れないよう、早めに準備しましょう。

年金

社会保険料控除証明書

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のハガキが、日本年金機構から毎年11月初旬に送付されます。大切に保管してください。

証明内容は、本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。万一、控除証明書を失ってしまった方は再発行することができます。また、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に今年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、平成23年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

扶養家族分も納付した方は

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

過去に滞納などがある方は

社会保険料控除の対象は、今年中に支払った保険料のため、今から年末までに支払う保険料も控除の対象になります。また、過去に滞納や免除期間がある方も、

南三陸町ホームページ

パソコン用 <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>
携帯電話用 <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/m/>



ホームページ(携帯電話用)

南三陸町メール配信サービス登録ページ

パソコン用 http://minamisanriku.todoku.jp/p/member_register.php
携帯電話用 ml@minamisanriku.todoku.jp 空メールを送信してください。



メール配信サービス登録

年末までに保険料を支払えば、所得控除を受けることが可能です。問い合わせは、日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

控除証明書が届かないときは

平成23年中に国民年金保険料を納付しているのに控除証明書が届かない方は、日本年金機構にご確認ください。

◇問 石巻年金事務所 ☎0225-22-5119
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373
歌津総合支所町民福祉課 ☎36-3923

この修学資金の給付を受けるには、財団法人高速道路交流財団への申し込みが必要です。申込方法や必要書類などの詳しい内容は、財団法人高速道路交流財団まで問い合わせ願います。

※申込用紙は保健福祉課社会福祉係にも備え付けています。

申込・問

財団法人高速道路交流財団
企画部企画二課 ☎0120-768-660
(平日の午前9時30分から午後5時30分まで)

犯罪被害者週間

県民のつどい公開講演会

宮城県警察では、社団法人みやぎ被害者支援センターとの共催により、犯罪被害者支援活動への理解と犯罪被害者支援意識の高揚を図ることを目的に公開講演会を開催します。

公聴を希望する方は、電話にて申し込みください。

◇日時 11月11日(金)午後1時から

◇場所 江陽グランドホテル
5階鳳凰の間

内容

【第1部】ミニコンサート
シンガーソングライター
さとう 宗幸氏

【第2部】講演会
中原中也・晩翠賞受賞者
和合 亮一氏

申込・問

社団法人みやぎ被害者支援センター
☎022-301-7840

裁判所からのお知らせ

10月の広報テーマは、「法の日を迎えて～法を身近に感じてみよう～」です。

詳しくは、最高裁ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) をご覧ください。

◇問 仙台地方裁判所 ☎022-222-6115
仙台家庭裁判所 ☎022-222-4165

暮らし

自動車税の納期内納付

今年度の自動車税の納期限は、10月31日(月)です。納期限までに忘れずに納めましょう。金融機関及びコンビニエンスストア等のほか、クレジットカードがあれば、インターネットを利用してパソコンや携帯電話からでも納付することができます。なお、住居変更等により自動車税納税通知書が届いていない場合は、気仙沼県税事務所までご連絡願います。

問 気仙沼県税事務所

☎0226-24-2531

東日本大震災の震災遺児支援

財団法人高速道路交流財団では、東日本大震災による震災遺児で、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・特別支援学校・専修学校・大学(短期大学を含む)に在学中の方を対象として、震災遺児修学援助基金を設立し、返済の必要のない「修学資金」の給付を行っています。

給付額は遺児1人につき年間28万2千円で、給付期間は申し込みのあった学年から大学第4学年終了までです。なお、平成23年4月1日現在で未就学の遺児については、将来の給付対象者として登録されます。

はじまります。無料の法律相談。

日本司法支援センター
南三陸
2011.10.3〔月〕OPEN!
相談予約受付中!

仙台弁護士会 法律相談センター 紛争解決支援センター
法テラスは国が設立した公的な法人です。

弁護士による無料法律相談
常に弁護士が待機し、ご収入などを伺った上、法テラスの無料法律相談、または弁護士会の無料法律相談を受けることができます。

各分野の専門家による無料相談
司法書士や行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、社会福祉士、建築士、税理士などの専門家による相談を無料で受けることができます。

弁護士が仲裁人となって紛争解決を支援
弁護士が行うADR(裁判前に紛争を解決する手続)をご利用いただけます。

法テラス南三陸
ベイサイドアリーナ
仮設町役場

日本司法支援センター
南三陸
TEL:050-3383-0210
業務時間 平日:午前9時~午後5時 ※法律相談は午後4時まで
宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地 ベイサイドアリーナ横

労働保険料等の免除

東日本大震災により被災された事業主の方は、一定の要件にするとときは労働保険料等の免除を受けることができます。

免除の要件

- ・3月11日に特定被災区域(宮城県は全域が該当)に所在していること。
- ・東日本大震災により、損壊等の被害が生じる等により、休業または事業活動を縮小していること。
- ・東日本大震災発生前の直近の賃金支払月の労働者一人当たりの賃金額と比べて、労働者一人当たりの1ヵ月間の賃金額が2分の1未満になっていること。

問 宮城労働局労働保険徴収課

☎022-299-8842

催し

入場無料 お月見コンサートのタベ

元東京フィルハーモニー交響楽団団員の池田敏美さんと日本では数少ないカウンターテノール歌手として活躍されている池田弦さんをお招きしたコンサートを開催します。気軽にお越しください。

◇日時 10月17日(月)
午後6時~7時30分頃まで
(開場:午後5時)

◇場所 南方町大獄山興福寺
(南方町本郷大獄18番地)

◇対象 南三陸町民及び登米市民

相談

みやぎ北若者サポートステーション

「働きたいけど一歩が踏み出せない」「対人関係が苦手」「相談相手がない」サポステは、そんな悩みを抱えている若者とその保護者への総合相談窓口です。

セミナーや職場体験などを通じて、社会参加へ向けた支援を行っていきます。また、高校生を対象としたアウトリーチ(訪問相談)も実施しています。詳しくは問い合わせください。

◇日時 毎週月曜日から土曜日の午前10時から午後5時

※土曜日は、イベント・プログラム

◇場所 古川駅前ふるさとプラザ1階

◇内容 就労や自立に関する相談、セミナー、職場体験など

◇利用料 登録、相談は無料

※支援プログラムは、月会費3千円

◇問 みやぎ北若者サポートステーション
☎0229-21-7022

司法書士による無料法律相談

宮城県司法書士会では、「南三陸司法書士相談センター」として南三陸町に相談会場を設け、毎週水曜日と土曜日に無

料法律相談を開催しています。気軽にご相談ください。

相談日・時間

- ・毎週水曜日:午後1時30分~4時30分
- ・毎週土曜日:午後1時30分~7時

※水曜日が祝日の場合は、お休みします。

◇場所 南三陸町志津川字沼田160番1

◇面接予約電話番号 ☎46-4051

※予約の方を優先します。

◇問 宮城県司法書士会

☎022-263-6755

経営・労働の専門家相談

南三陸商工会仮事務所において、各種専門家による無料相談を行います。相談時間は、午前10時から午後5時までです。気軽にご相談ください。なお、仮事務所は、志津川商工団地内に移設し、固定電話が利用できるようになっていますので、問い合わせ等は固定電話にお願いします。※これまで使用していた携帯電話は通話できませんのでご注意ください。

中小企業診断士による創業、資金繰り等経営相談

10月3日(月)、5日(水)、11日(火)、14日(金)、18日(火)、20日(木)、25日(火)、28日(金)

社会保険労務士による労働、社会保険、年金等相談

10月12日(水)、26日(水)

◇問 南三陸商工会

☎46-3366、5335、2242

FAX46-5335